

## 平成25年第3回士別市議会定例会会議録（第4号）

平成25年10月17日（木曜日）

午前10時00分開議

午前10時59分閉会

---

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第102号 士別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第103号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第104号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 認定第 1号 平成24年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成24年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 8号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成24年度士別市水道事業会計決算認定について  
認定第12号 平成24年度士別市病院事業会計決算認定について

日程第 5 報告第 17 号 総務文教常任委員会の所管事務調査の報告について（委員長結果報告）

日程第 6 報告第 18 号 民生福祉常任委員会の所管事務調査の報告について（委員長結果報告）

日程第 7 意見書案第 11 号 原発のない北海道の実現を求める意見書について  
意見書案第 12 号 地方税財源の充実確保を求める意見書について  
意見書案第 13 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

日程第 8 議案第 105 号 議員の派遣について

閉会宣告

---

#### 出席議員（19名）

副議長	1 番	岡崎 治夫 君	2 番	十河 剛志 君
	3 番	松ヶ平 哲幸 君	4 番	渡辺 英次 君
	5 番	丹 正臣 君	6 番	粥川 章 君
	7 番	出合 孝司 君	8 番	伊藤 隆雄 君
	9 番	谷口 隆徳 君	10 番	国忠 崇史 君
	11 番	小池 浩美 君	12 番	菅原 清一郎 君
	13 番	井上 久嗣 君	14 番	岡田 久俊 君
	15 番	田宮 正秋 君	16 番	遠山 昭二 君
	17 番	山居 忠彰 君	18 番	斉藤 昇 君
議長	19 番	神田 壽昭 君		

---

#### 出席説明員

市長	牧野 勇司 君	副市長	相山 佳則 君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木 久典 君	市民部長	大崎 良夫 君
保健福祉部長	池田 文紀 君	経済部長	林 浩二 君
建設水道部長	小山内 弘司 君	朝日総合支所長	佐々木 勲 君

---

市立病院院長 三好 信之 君

---

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 古川 靖弘 君  
生涯学習部

---

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君  
農務局

---

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 石川 誠 君

---

事務局出席者

議事 局長 石川 敏 君 議事 局長 浅利 知充 君

議事 局長 岡崎 忠幸 君 議事 局長 御代田 知香 君  
議事 局長 榎木 孝士 君

議事 局長 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

---

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

---

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 士別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

2. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

報告第17号 総務文教常任委員会の所管事務調査の報告について（委員長結果報告）

報告第18号 民生福祉常任委員会の所管事務調査の報告について（委員長結果報告）

3. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第11号 原発のない北海道の実現を求める意見書について

意見書案第12号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

意見書案第13号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

4. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第105号 議員の派遣について

以上報告する

平成25年10月17日

士別市議会議長 神田 壽 昭

---

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第102号 士別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第101号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第102号 士別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本改正は脆弱な本市財政状況の中、マニフェストを初め各種施策を推進する財源の一部に充てるため給与月額削減を行うもので、市長の給料83万6,000円を10%減の75万2,400円に、副市長の給料67万9,250円を約5%減の64万5,300円に、また教育長の給料についても58万9,000円を約5%減の55万9,600円とし、これらの適用期間を私の任期と合わせ本年11月1日から平成29年9月24日までとするため、それぞれ所要の改正をするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

○議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号及び議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(神田壽昭君) 次に、日程第2、議案第103号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第103号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本市病院に勤務する看護職の給料については現在、一般職員と同じ行政職給料表を適用しておりますが、近年ほとんどの公立病院においては国に準じた看護職用の給料表を導入し初任給の改善を図っており、本市においても看護師確保に苦慮している状況から新たに医療看護職給料表を導入し、看護職の初任給及び若年層の処遇改善を図り、看護師の確保に努めようとするものであります。

なお、本改正につきましては、平成26年4月1日以降に採用する市立病院看護師に適用するほか、勤務年数の短い在職者と新規採用者の間に不均衡が生じるケースもあることから在職者の一部にも適用できるよう所要の改正をするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

○議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。松ヶ平哲幸議員。

○3番(松ヶ平哲幸君) 何点か確認をさせていただきたいと思います。

今の給料に関する条例の一部改正で、市長からの提案理由が看護師確保、そして、そのための初任給の改善ということで、士別市では初めて国でいう医療職俸給表を看護職に限定をして取り入れるということなのですが、実は初任給、これでいくと初任給の改善はされるんですけども、国のいう医療職俸給表3表でいくと、ある程度の年齢からは行政職の俸給表1表と比較をすると、その間差額が極めて小さくなることから、一方では市立病院の経営の赤字の問題から全体的に看護職の給料表が下がるのではないかと捉え方もできますので、初任給改善といいながらもその実態を確認したいと思います。

それで、現在の制度からいった看護職の総支給額と、4月1日に新しい制度を取り入れた賃金表になった場合にどれだけの差が出るのかというのがまず1点。次に、今回はあくまでも医療職、医療の看護職に限定をしての俸給表、国の俸給表を取り入れたわけですけども、病院でいくとそれ以外、例えば薬剤師、理学療法士、検査技師等々のパラメディカルの技師職員もいるわけですけども、この方たちはいじらなくてあくまでも看護職ということですから、ほかの職についていただける人材確保については、この先を含めて大丈夫だということではなかったのか、その先行きも含めてのお考えをお聞きしたいのと、あと一点最後になります。

この看護職の新しい賃金表に入れかえ、置きかえた場合に、生涯賃金として今の制度と比較したときにどうなるのか、この3点を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（神田壽昭君） 加藤市立病院総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

まず、私のほうから今回の改正におけます看護師の賃金状況がどうなるのか、給与状況がどうなるかということでございます。

議員おっしゃったとおり給料表の構成上、現在の行政職給料表、それと今回新しく導入いたします医療看護職給料表では表の体系が若干違っておまして、若年層の給料につきましては高い状況になっております。逆に高年齢層につきましてはその額が低く抑えられるというような比較ができるところでございます。

これを単純に生涯賃金ベースというお話がありましたのでその部分で比較いたしますと、高卒後3年間看護学校に進みまして病院等に就職いたしましたケースで退職までお勤めいただくというような状況になりますと、この部分での生涯賃金というベースではほぼ同じ額になるというふうに考えておるところでございます。

当然、若年層の給料の底上げという形で今回改正いたしますので、初任給でいきますと現在一般行政職であれば1の29号俸ということで17万8,800円、新しくなります医療看護職給料表でいけば2の2級13号俸ということで23万9,000円ということで、その間差額が2万5,100円ということになります。

当然、この部分が給与費全体にはね返ってくるということになりますので、来年想定されまます新規採用者につきましてはおおよそ500万円程度の財政的な負担増にもつながるということになります。先ほど申し上げましたとおり生涯賃金ベースでいきますとほぼ変わらないとい

う状況ですので、長い目で見ますと導入後数年程度は負担増につながりますが、年数を経過するごとにその部分が逆に下がってくるという状況になろうと、こういうふうを考えているところです。

私からは以上です。

○議長（神田壽昭君） 村上市立病院事務局次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 私から看護職以外の職員への適用についての御答弁をさせていただきます。

今回の医療看護職給料表の導入は、道内の自治体病院のほとんどが看護職員用の給料表を導入していること、加えて市立病院におきましては慢性的な看護師不足にあることから、今後の療養病棟の再開や安全で安心な医療を継続して提供するため新たな看護師確保対策や若手看護師の離職防止を目的に導入をしようとするもので、他の職種、コメディカル職員現在36名ということでありますが、こちらへの適用は現在考えていないものであります。

以上です。

○議長（神田壽昭君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（神田壽昭君） 加藤市立病院総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、私御説明いたしました初任給の額について誤って金額を述べました。新しい給料表でいきますと医療看護職給料表2、2級13号俸で20万3,900円と言うべきところを23万9,000円と申し上げました。大変申しわけございません。

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第3、議案第104号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第104号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本改正は本年8月1日の生活保護基準の改正に伴い除雪サービスにおける対象世帯の収入要件について所要の改正をするものであります。

これまで収入要件を生活保護の最低生活費認定額の2倍を超えない範囲として設定していま

したが、世帯構成によってその算定が複雑であり申請者にとってわかりづらかったことから、収入区分を金額で示す形で制度の見直しを行ったところであり、その金額の設定に当たっては生活保護基準改正による影響が及ばないように改正前の基準を勘案し、収入基準を設定したところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

○11番（小池浩美君） 私の一般質問のときも御答弁いただいておりますけれども、ここの部分では池田保健福祉部長はこのように御答弁なさっております。この除雪サービスですね。旧生活保護基準額ですから7月までのことだと思いますけれども、をもとに算定した対象となる高齢者に最も有利な額を定額として設定をいたしたいと考えておるとそういう御答弁でした。

それで、生保の最低基準の1.2倍とか2.0倍というのは本当にわかりづらいと思いますので、今回のこの数字をきちっと出したのは大変よかったですと私は思いますが、この金額の出し方をもう少し詳しくお聞きしたいと思うのですけれども。ただ単に、旧生活保護の最低基準に1.2掛けた金額というふうにして出しているわけでもないと思うので、そこら辺の出し方ですね、どのように工夫して、どのような配慮があつてこういう金額を出したのかというところをお聞きしたい。

それから、もう一つは、こういうふうに金額をはっきり出したことによって、今までの1.2倍とか何とかというそういうふうにした基準で、今までは無料だったものが、世帯が今度は有料になるとか、あるいは有料だったのが無料になれたとかといういろんな影響が出てきているのではないかと思うのですが、そこら辺の影響についてもお聞きしたいと思います。

この2つについてお願いします。

○議長（神田壽昭君） 川村保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（川村慶輔君） 私のほうから金額の算定の仕方をどのようにしたのかという点について御答弁申し上げたいと思います。

現状の条例の中で算定しているのは、例として挙げますと、70歳以上の高齢者世帯の方が例えばこのサービスをお使いになるときに基準額としては102万8,000円という数字になっております。更に、お二人でお住まいの方については151万4,000円というような基準額が設定されているところです。これはあくまでも1.2倍という基準の中です。それで、65歳から69歳までのおひとり世帯については105万8,000円、お二人世帯については157万5,000円というような設定がされているところです。

ただ、今回改正に当たりましては世帯構成、年齢によって非常にわかりづらいという部分がございます。そういった意味でさきの一般質問でも御答弁申し上げましたように、高齢者世帯にとって有利な基準額を設定したいというようなことから、今回設定基準としては65歳から69歳までの高齢者世帯の1.2倍、2人世帯の157万5,000円というものを1つの基準として設定を



させていただいたところであります。

これは、あくまでも旧保護基準に基づいた1.2倍の基準額をもとに算定をしたところであり  
ます。

私のほうからは金額の出し方に対する考え方について御答弁させていただきました。

○議長（神田壽昭君） 得字介護保険課長。

○介護保険課長（得字繁美君） 私のほうから新基準によって状況はどうなるかということござ  
いますけれども、まず前年実績から申し上げますと235世帯となっております。内訳といた  
しましては区分1が186世帯、区分2が14世帯、区分3が13世帯、区分4が8世帯、区分5が  
14世帯となっております。

これが新基準によりまして負担区分をいたしますと、区分1、これは無料の部分でございま  
すけれども204世帯で18世帯が増えます。それから、区分2、17世帯で3世帯の増、区分3で  
6世帯、7世帯の減、区分4で3世帯で5世帯の減、区分5で3世帯で11世帯の減、それから  
助成の対象外となる世帯が出ました。これは2世帯でございます。この2世帯につきましては  
それぞれ300万円、330万円ということで比較的収入の多い世帯となっております。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第4、認定第1号 平成24年度士別市一般会計歳入歳出決算認  
定についてから認定第12号 平成24年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、以上12案  
件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました認定第1号 平成24年度士別市一般会  
計歳入歳出決算認定から認定第12号 平成24年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、  
一括して御説明申し上げます。

平成24年度の国の財政運営は、社会保障関係費の増大とデフレによる景気低迷が続く状況に  
あることから社会保障、税の一体改革の実現と歳出全般を見直す中で、経済の成長と財政健全  
化の両立を図り、日本の再生を実現していく日本再生元年として位置づけ、取り組まれたとこ  
ろです。

地方財政に向けては、厳しい経済情勢等を踏まえ、地方交付税の特別枠として地域経済雇用

対策費等に1兆500億円を計上するなど、安定的な財政運営に必要な一定の財源が確保される一方で、歳出面では、引き続き経費の節減や行政改革に努めるよう求められたところです。

こうした中において、本市の財政運営はまちづくりの諸課題に対応すべく各種施策に取り組む一方で、財政運営方針にのっとり健全な財政基盤の確立に努めるとともに、本市行財政運営の最大の課題である市立病院改革プランの達成に向けた取り組みに努めてきたところであります。

この結果、平成24年度各会計の決算は、水道並びに病院事業会計において純損失が発生したほかは、黒字あるいは収支均衡が図られ、懸案事項についても鋭意推進することができたことは議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力によるものと考えております。

しかしながら、本市を取り巻く環境は依然として厳しく、特に財源の多くを地方交付税に依存している脆弱な財政基盤であることから、引き続き自治体運営改革会議において、効率的な財政運営のための検討を進め、住民福祉の更なる向上に努めるとともに、市立病院経営戦略室における病院経営改革に向けた検討を初め、病院改革プランの達成に努めてまいります。

この後、相山副市長から平成24年度各会計の決算概要について御説明いたしますので、よろしくお願いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） それでは、私から平成24年度各会計の決算の概要を御説明申し上げます。

御審議をいただきます一般会計、各特別会計及び企業会計につきましては、それぞれ法定日をもって出納閉鎖し、会計管理者から決算書及び一連の関係書類の送付を受け、直ちに監査委員の審査に付し、9月19日付で計数は正確であり予算執行事務が適正に行われているとの御意見をいただいたところであります。

最初に、士別市一般会計歳入歳出決算から士別市工業用水道事業特別会計について御説明申し上げます。

平成24年度においては、子育て環境の整備や各種福祉施策の推進、地域医療の充実、農林業、商工業振興施策の展開、スポーツ合宿の推進や教育環境の整備など教育施策の充実などに取り組むとともに、あけぼの子どもセンター建設事業、バイオマス資源堆肥化施設建設事業、日向保養センター改築事業などの大型事業を実施したほか、昨年に引き続きまちづくりのための特別枠を設け、誘致企業連携事業、子ども議会開催事業などの16事業を展開したほか、開業医誘致条例に基づく助成や子どもの権利条例制定に向けた取り組み、家庭菜園つき高齢者用公営住宅建設に向けた実施設計などを実施したところであります。

この結果、平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入総額は241億797万7,000円、歳出総額では234億5,070万4,000円、収支差し引きでは6億5,727万3,000円となり、平成23年度決算と比較しますと、歳入で11億3,614万4,000円、4.95%の増、歳出で11億479万4,000円、4.94%の増となったところであります。

この増額となった要因といたしましては、一般会計における地方交付税の増、バイオマス資源堆肥化施設建設事業や日向保養センター改築事業、診療施設特別会計における多寄医院改築事業などの大型投資的経費の増及び公共下水道事業特別会計における公的資金補償金免除繰上償還借換債発行に伴う公債費の増によるものであります。

次に、各会計の決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額173億8,290万5,000円、歳出総額168億188万8,000円、収支差引引き5億8,101万7,000円となり、平成25年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においては5億2,470万8,000円の黒字決算となりましたが、このうち3億円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に編入したところであります。

また、診療施設特別会計ほか8特別会計につきましても、収支均衡あるいは黒字決算となった次第であります。

次に、士別市水道事業会計決算について御説明申し上げます。

まず、事業概要についてであります。東山浄水場改良事業では、排水処理・薬注棟上屋新設工事等を行い、配水施設改良事業では、水量・水圧の安定確保を図るため、延べ1,309メートルの配水管新設を実施しました。

次に、簡易水道再編推進事業では、平成22年度から着手しました多寄地区簡易水道再編推進事業の最終年を迎え、流量計室の新設工事や電気計装設備工事を実施、完成し、本年3月26日から士別東山浄水場による安定した水道水の供給を実施しているところであります。

次に、給水状況であります。家事用で143万3,086立方メートル、家事用以外等で71万5,411立方メートル、全体では214万8,497立方メートルとなりました。

次に、財政状況について申し上げます。

まず、収益的収支についてであります。

消費税抜きで申し上げますと、収入では営業収益が3億6,448万2,000円で、このうち水道料金は3億4,457万5,000円となりました。

また、営業外収益は1,757万7,000円で、特別利益を加えた収入合計としては3億8,207万円となった次第であります。

支出につきましては、営業費用が3億9,475万8,000円、営業外費用が6,366万8,000円で特別損失を加えた支出合計としては4億5,855万6,000円となりました。

この結果、7,648万6,000円の純損失が生じたため、当年度未処理欠損金は1,268万2,000円となった次第であります。

次に、資本的収支について申し上げます。

消費税込みで申し上げますと、収入は東山浄水場改良事業等に伴う企業債7億6,730万円のほか、工事負担金979万7,000円などを合わせて8億9,002万7,000円となりました。

一方、支出であります。建設改良費としては、浄水場改良費で5億2,693万円、配水施設改良費で1億1,073万2,000円となり、企業債償還金2億1,872万円を合わせて、支出合計とし

ては9億6,844万円となりました。

この結果、7,841万3,000円の資本的収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填した次第であります。

以上が、平成24年度士別市水道事業会計決算の概要であります。今後とも、なお一層企業努力を行い、安定した給水サービスと健全経営の確保に努めてまいります。

次に、士別市病院事業会計決算について御説明を申し上げます。

初めに、事業の概況についてであります。平成24年度における病院事業は、病院経営戦略室において経営改善に向けた対策を検討いたすとともに、病院経営改革プランを踏まえ経営をいたしたところです。

医師の確保につきましては、新たな常勤医師2名を確保し、8月から循環器内科入院診療を10月からは心臓カテーテル検査・治療を再開したところでありますが、看護師不足もあり8月から療養病棟を休床し、一般病床3病棟、150床体制で運営いたしました。

このことにより、年間の延べ入院患者数は3万9,568人で1日平均108.4人、外来患者数にあつては13万7,186人で1日平均559.9人となり、前年度と比較しますと、入院で5,778人、12.7%の減、外来で4,820人、3.4%の減となりました。

次に、財政状況についてであります。

まず、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入が33億8,460万3,000円、このうち医業収益は27億3,468万6,000円となり、収益的支出では34億2,011万4,000円となった結果、収支差し引きでは3,551万1,000円の当年度純損失となりました。

また、資本的収支については、消費税込みで申し上げますと、資本的収入で14億7,228万4,000円となり、これに対する資本的支出は15億8,453万1,000円となった結果、1億1,224万7,000円の資本的収支に不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

その結果、収支全体で不足が見込まれていましたことから、一般会計繰入金において当初予算計上分に8,900万円を追加したことにより、最終的に不良債務が発生しない決算となったところであります。

以上が、平成24年度士別市病院事業会計決算の概要であります。医療情勢の厳しさから病院を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にあり、引き続き収益の確保と経費の節減に努めるとともに、医師、看護師不足に対しても全力で対策を講じてまいります。

また、本年は循環器内科の体制が整ったことに伴い、更に患者確保に努めるとともに、看護師確保を図り療養病棟の再開を目指すほか亜急性期病床の開設など、一層の病院の経営改善に向けた対策を鋭意進めてまいります。

以上、平成24年度各会計の決算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認のほどをお願いいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第

12号までの12案件を審査するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会に全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号までの12案件は、議会に全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の規定に基づく関係書類及び計算書の検査権については、決算審査特別委員会に委任することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に関係書類及び計算書の検査権を委任することに決定いたしました。

引き続き、決算審査特別委員会正副委員長の選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に小池浩美議員、副委員長に出合孝司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで正副委員長に選任されましたお二人より御挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会、小池浩美委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○決算審査特別委員長(小池浩美君) (登壇) 一言御挨拶申し上げます。

ただいま決算審査特別委員会が設置され、皆様の御推挙により委員長という大役を務めさせていただくことになりました。皆様の御協力を得ながら公正で円滑な運営を目指し、しっかりと委員長の責務を果たす所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

御承知のように決算審査は既に議決された予算が適正に執行されたかどうか、また各事業の経営が適正かつ有効に行われているかどうか、更に市民生活の向上や士別市発展にどのように役立っているかを審査するものです。

議員の皆様には建設的かつ活発な発言を、理事者の皆様には明快かつ誠意ある答弁を、そして報道関係の皆様にはこれまで同様に市民の知る権利に込えられることを期待いたしまして、

私の御挨拶といたします。（拍手）（降壇）

○議長（神田壽昭君） 次に、出合孝司副委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○決算審査特別副委員長（出合孝司君）（登壇） 副委員長の就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成24年度決算審査特別委員会が設置され、議員各位の御推挙により副委員長の大役を務めさせていただくことになりました。極めて重要な責務に責任の重さを痛感するとともに身の引き締まる思いでございます。

このたびの決算委員会での活発な審議を通じて、本市の財政状況を市民に明らかにするとともに、住民本位のまちづくり、明るく元気なまちづくりを願うものであります。

皆様方には本委員会の運営、進行に対し、特段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

経験豊富な小池浩美委員長の御指導のもと、この任に当たってまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますが、一言申し上げまして副委員長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。（拍手）（降壇）

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第5、報告第17号 総務文教常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。菅原清一郎委員長。

○総務文教常任委員長（菅原清一郎君）（登壇） 総務文教常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

総務文教常任委員会では、平成25年8月9日にふどうパークゴルフ場について、上士別小中学校改築事業について、遊休市有地についてを調査いたしました。なお、出席説明員については報告書に記載のとおりであります。

ふどうパークゴルフ場は24、25年度の2カ年で駐車場の整備、グリーンの改修、券売機待避所造成工事、券売機や散水設備の整備を行い、25年7月1日に改修後のオープンとなった施設であります。

初めに、パークゴルフ場の現地視察を行いました。春からの高温、雨不足による干ばつのために芝生の育成が悪い状態が見受けられました。散水時間を増やし保水剤を投入するなど芝生の回復を試みているとのことでしたが、その後は雨不足も解消され、心配された芝生の養生状況は良好であり、愛好者にも喜んで利用されているようであります。

一方で、新設された自動券売機の設置位置や有料化に伴う利用者の改善要望があるという委員からの指摘もありました。

次の調査事項は、上士別小中学校改築事業についてであります。

上士別小学校及び上士別中学校は老朽化が著しいとともに、新耐震基準を満たしておらず、

小学校校舎と中学校校舎を隣接させ、体育館とグラウンド及び特別教室を共有するものとし、併設校として改築されます。

25年度に基本設計と実施設計を実施し、26、27年度に建設工事と解体工事を実施、そして28年度に外構工事を実施、その総事業費は約17億円を見込んでいたとの説明がありました。

改築の概要や進捗状況、住民説明会、ワークショップでの検討内容についての説明があり、建設敷地としては現上土別中学校敷地が適当であると判断されたとのことでありました。

3つ目の調査事項は遊休市有地についてであります。

現在、遊休市有地は宅地が35ヘクタール、農地が55.4ヘクタール、山林が22.8ヘクタール、その他が61.7ヘクタールで、その合計が約175ヘクタールとなっております。

その主な場所としては、九十九用地、旧競馬場、河川事務所跡地、旧納豆工場敷地や南郷プール横などがありますが、それぞれの場所について現況や今後の活用、売却の予定などについて説明を受けました。

また、貸付実績、売却実績についての説明があり、利用目的のない土地については有効に財産価値を活用して長期的に検討しながら、売却や貸付に取り組んでいくとのことでありました。

委員からは今後遊休地を積極的に販売するという事になれば、今までの方法とは違う形で情報を公にしておく必要があるのではないかとの意見が出されておりました。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第17号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第6、報告第18号 民生福祉常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長の報告を求めます。小池浩美委員長。

○民生福祉常任委員長（小池浩美君）（登壇） 民生福祉常任委員会の所管事務調査について、その概要を御報告いたします。

9月13日、老人福祉施設の指定管理について、主に指定管理候補事業所から提出された管理業務計画書等の内容について調査を行いました。

また、市立病院の経営改革プランにおける平成24年度実績及び市立病院病棟再編について調査を行いました。

民生福祉常任委員7名と説明員として保健福祉部から池田保健福祉部長及び川村保健福祉部次長、市立病院からは三好事務局長及び加藤総務課長が出席しました。

初めに、保健福祉部から指定管理者審査委員会が指定管理候補として選定した社会福祉法人

三愛会から提出された管理運營業務計画にかかわる主な提案内容と、8月12日の全員協議会以降の状況、すなわち全員協議会で懸念された職員の処遇や地域振興の取り組み方などについて説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、要求水準項目に対する三愛会からの提案の確実な実施、市職員の処遇に関する市の支援策、地元雇用や地元食材の購入など地域振興の実現、公的施設から民間施設へ移行する入所者や家族の不安解消など、さまざまな質問や意見が出されました。

次に、市立病院から平成24年度経営改革プラン実績についての概要説明及び病棟再編についての説明を受けました。

委員会からは、経営改革プラン策定に関して、もっと具体的な目標数値を明記して実績が見えるようにしてはどうか。それによって診療科ごとのドクターの経営意識が上がるのではないかとの意見がありました。また、累積赤字が数字として見えない実績報告はいかがなものかと疑問が呈されました。

待ち時間の短縮や迅速な救急医療体制の確立など市民要望が率直に出されて調査を終了いたしました。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第18号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第7、意見書案第11号 原発のない北海道の実現を求める意見書について、意見書案第12号 地方税財源の充実確保を求める意見書について及び意見書案第13号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、以上3案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号から意見書案第13号までの3案件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第8、議案第105号 議員の派遣についてを議題に供します。



本案については、10月18日に東京都で開催されます土別ふるさと大使との意見交換会及び10月19日に同じく東京都で開催されます東京土別ゆかりの会、並びに10月20日に福島県川内村で開催されます2013かわうち復興祭に議員5名を、10月26日に札幌市で開催されますさっぽろ市土別ふるさと会に議員7名を、11月3日に愛知県みよし市で開催されます産業フェスタみよし2013に議員2名を、11月14日に旭川市で開催されます北海道市議会議長会道北支部議長会議員研修会に議員13名を、それぞれ議案に記載のとおり派遣しようとするものであります。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(神田壽昭君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

平成25年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

(午前10時59分閉会)

---

○議長(神田壽昭君) ここで、去る10月3日の教育委員会会議において新たに教育委員長に就任されることになりました五十嵐紀子さんより御挨拶がございますので、御聴取願います。

(五十嵐紀子君 入室)

○(五十嵐紀子君) (登壇) 4年前の平成21年10月13日、私はこの場で教育委員就任の挨拶をさせていただきました。そして、このたび教育委員長の任を命ぜられ、その職責の重大さを考えると身の引き締まる思いをしております。

この4年の間、私はたくさんの子供たちの輝く顔を見させていただきました。そして、多くの方たちが参加する文化活動のすばらしさを感じてまいりました。

子供たちが、この土別をいつまでも誇りに思えるまちであってほしいと願い、一人でも多くの子供たちが将来もこの土別で生活したいと思えるまちづくりのお手伝いができることに感謝

申し上げます。

牧野市長は2期目に向けた所信表明でまちづくりをオーケストラに例え、美しいハーモニーを奏でる指揮者になるよう全力を尽くすと述べられました。オーケストラも合唱もお互いの音や声を聞き合いながら演奏しなければよい演奏にはなりません。

私も微力ながら皆が美しいハーモニーを奏でられるよう、周りの方々の声を聞き、子供たちの声を聞いて、土別市の教育行政がよりよいものになりますよう誠心誠意努めてまいります。

どうぞ、皆様方よろしく御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、言葉足りずですが私の挨拶といたします。

本日はまことにありがとうございました。 （拍手） （降壇）

○議長（神田壽昭君） 以上で終わります。

御苦勞さまでした。